

第 2 回千代田区特別職報酬等審議会 会議記録

日 時：平成 2 1 年 5 月 2 5 日（月）午前 1 0 時 3 0 分～1 2 時 1 8 分

場 所：千代田区役所 6 階 特別会議室

出席者：（委 員） 1 0 名（定数 1 0 名、欠席なし）

（説明者） 総務職員課長

（事務局） 政策経営部長、総務職員課長、総務職員課職員

発言者	発言内容
武藤会長	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 2 回特別職報酬等審議会を開催させていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>審議の前に、前回欠席された平委員から、一言ご挨拶をいただきたいと思ひます。平委員、お願いいたします。</p>
平委員	<p>おはようございます。平と申します。公認会計士をやっております。</p> <p>こういう経験は初めてなので、勉強しながら、いろいろと考えさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。</p>
武藤会長	<p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、前回会議の議事録をお手元にお配りしております。議事録についても公開の対象となっております。録音再生のため一部空白の部分もございますので、皆様にご確認いただき、訂正等がございましたら、今週中に事務局までご連絡ください。</p> <p>なお、委員の氏名を発言者の欄に記載するか、あるいは記載しないのかということを決めたいと思ひますが、それについて、ご意見はございますでしょうか。</p> <p>今回の議事録には発言者の名前が全部記されています。これを、例えば「安部委員」と書かれているのを「委員」に統一ということですね。名前の部分は統一。いかがでしょうか。</p>
番委員	<p>原則だと思ひますね、名前を出すのが。</p>
武藤会長	<p>名前を出すということですか。</p>
番委員	<p>私は出すことに賛成です。</p>
武藤会長	<p>では、特にその他のご発言がなければ、この審議会としては名前を出すということできたいと思ひますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「はい」の声あり）</p> <p>それでは、皆様のご賛同を得られましたので、この委員会では名前を出すということで、発言者の欄に記載するというこゝで決定をしたいと思います。そのように取り扱ってください。</p> <p>それでは次に、前回、何点かの追加資料の要求がございましたが、事務局から、追加資料も含めて説明をお願いいたします。</p>
総務職員課長	<p>総務職員課の保科でございます。本日はお忙しいところ、ありがとうございます。私のほうから、前回ご要求いただきました追加資料のご説明をさせていただきたいと存じます。</p>

その前に、今ご確認いただいた会議録でございます。例えば1ページ目の下から6行目、藤原委員のお名前が間違えているところですね。こういう部分もございますので、こういう単純ミスは私どものほうで訂正をさせていただきますが、中身をざっとお目通しいただきまして、ご連絡いただければありがたいと存じます。

それでは早速、今回の資料につきまして、ご説明させていただきます。お手元に、A4縦1枚で、「第2回千代田区特別職報酬等審議会資料(平成21年5月25日)」というものを添付させていただいております。資料1から7まで、ご確認いただきたいと思います。

資料1が、「地域手当について」ということで、A4縦1枚でございます。

資料2といたしまして、「「議員報酬」に関する国会質疑」が、A4で全部で3枚、6ページでございます。

資料3といたしまして、「各区予算総額に占める議会費の割合」ということで、これはA3横の1枚でございます。

資料4といたしまして、「各区「政務調査研究費交付額」・「費用弁償」調」ということで、これもA4縦1枚でございます。

資料5といたしまして、「各区行政委員会等委員報酬額一覧」ということで、A4横の1枚でございます。

資料6といたしまして、「東京市部(26市)特別職報酬額等一覧」ということで、これはA3とその下にA4の縦がついてございますが、2枚の資料でございます。

最後に、資料7といたしまして、特別区人事委員会臨時勧告(写)というもので、これがA4縦の3枚物になってございます。

以上、資料に漏れはございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、資料1の「地域手当について」から、順次ご説明申し上げます。

まず、最初の地域手当、資料1で、A4縦1枚でございます。前回は簡単にご説明申し上げましたけれども、地域手当につきましては、もともと北海道から沖縄まで、国で言えば国家公務員は様々な仕事、職務があるわけでございますが、国家公務員の給与を民間企業の賃金に合わせて、全国平均で給料表が決められていた。

ところが、地域によって当然、家賃もそうですし、物価水準等々が異なります。ということで、国では、民間賃金が全国平均を上回る地域、例えば東京については、従前から調整手当が支給されてございます。以前は調整手当が12%ございました。

ところが、この調整手当というものは、民間企業の賃金が全国平均を逆に下回る地域については、調整を行っていなかった。要するにその分、国家公務員の給与水準が高かったということで、公務員の給与が民間企業の賃金を上回るという地域が現実に生じてございました。

こうした状況を踏まえて、人事院のほうで、地域における官民の給与水準をより均衡させるということで、給与水準を官民較差の最も大きな地域に合わせまして、ということは下げたということですね。俸給表を4.8%引き下げて、下の表のように、給与の高いところは、逆に地域手当ということで上乘せをするということを平成18年4月から実施してございます。

国は、一級地から六級地まで、全部で6段階に分けてございまして、一級地というのは特別区の区域のみでございます。本給と、本給に18%加算する。例えば給料が20万円の職員がいたとすれば、18%ですから、3万6,000円加算で23万6,000円が、実質的には給料と地域手当を足したものという制度でございます。

特別区につきましては、国のこのような取り組みを踏まえまして、平成18年4月から、従前の「調整手当」という名称のみを、「地域手

当」というふうに改めてございます。

その後、平成19年1月から順次、地域手当の支給割合を引き上げて、その部分、給料表を引き下げる。下の表のとおり、平成19年1月1日から、支給割合は12%から13%、1%引き上げました。それと同時に、給料表を0.9%ほど引き下げるということで、総体として、給料と地域手当を合わせれば従前と変わらない。

昨年の1月からは地域手当を14.5%、今年の1月からは地域手当を16%ということ、まだ最終的にいつというのは確定していないわけですが、最終的には18%、国の地域手当と全く同じ率にする。その分、給料表を引き下げるということでございますが、こういう仕組みが、いわゆる地域手当というものでございます。

前回も申し上げましたが、このような全国の物価水準、家賃水準等々、生活水準と申しましょうか、の格差に伴う地域手当でございますが、これが千代田区の特別職について残っている。引き続き特別職が支給されている。このあり方がどうなのかということで、前回もちよっとお話ししました。区議会議員、あとはその他の非常勤の特別職については、地域手当というものはございません。

ということで、これが一つの論点になるのかなということで、今回、用意させていただいたものが資料1でございます。

次が、資料2でございます。前回、資料の要求がございました、「議員報酬」に関する国会質疑ということで、平成20年に地方自治法が一部改正されまして、議員の報酬等に関する規定の分離、報酬名称の明確化ということで法律改正がなされましたが、その衆議院及び参議院におけます国会の質疑の状況を抜粋させていただいたものでございます。

特徴的な部分にアンダーラインを引かせていただきましたので、ご参照いただければと存じますが、従前は、議員の皆さんの報酬、あとは、千代田区でいいますと、例えば教育委員会の委員さんの報酬、選挙管理委員会の委員さんの報酬、監査委員さんの報酬、すべて「報酬」という名称でございました。これが平成20年の地方自治法の改正によりまして、議員の皆さんは、頭に「議員」という名前がつけただけなんです、が、「議員報酬」と名称が変更になりまして、さらに法律上も、今お話ししたような非常勤特別職の方は皆さん、報酬ということで一つの条文になっていたわけですが、これを、議員報酬とその他の報酬と、規定がそのものを分けるというような取り組みがなされてございます。

その趣旨でございますが、まず、1ページの中ほどのアンダーラインをご覧くださいますと、報酬というのは、常勤職員に対する生活給としての給料とは異なって、一般には非常勤職員に対する役務の対価として支払われるもので、地方自治法の規定も、地方議員は非常勤的な位置づけを有しているように思われる。

しかしながら、一方で、すべての自治体で、非常勤の議員さんですね、月額支給制をとっていること、これはその後、矢祭町が日給制になったということがございますが、また、一般的には、主に常勤職員に対して支給される期末手当、つまりボーナスが地方議員に支給されているように、常勤的な位置づけもなされている。

さらにその下、地方自治法は、給料は常勤的な役務、報酬はそれ以外で、両方とも労務ないし役務の対価という意味では同じですけれども、常勤的な労務かどうかで使い分けているということであるという、これは政府参考人の言葉でございます。

次の2ページ、裏面でございますけれども、ここも政府参考人の言葉でございます。先ほどの繰り返しの様なことをおっしゃっています。

次の3ページの中ほどでございますが、地方議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離をするとともに、報酬の名称を議員報酬に改める。これは冒頭申し上げました、今回の法律改正の趣旨でございます。

次の4ページでございます。これは、上のほうにアンダーラインを引いてございますが、このもろもろのやりとりの中で、地方議員の報酬について、私たち国会議員と同じように歳費に改めてほしいというようなご要望があったようでございまして、その辺の記述が入っております。

その下のほうの中ほどのところで、地方議会の議員の報酬については、地方自治法に定める非常勤の職員等の報酬とは異なる性格を持っている。この違いにかんがみ、固有の名称を設けることとするというように。

あと、その下のほうですね。歳費という名称は年俸といった性格、色彩を強く帯びるものであると考えられるところであり、地方議会の議員には町村議会と小規模な団体の議会の議員も含まれることから、このような議会の議員の報酬についても、年俸といった性格、色彩を強く帯びるような名称を用いることは必ずしも実態にそぐわないのではないかというようなことも書いてございます。

最後、5ページ、6ページは参考でございます。

ということで、私どもで調べさせていただいた国家質疑はこういう形でございます。総じて申し上げれば、期末手当、いわゆるボーナスが出ているのは、常勤の職員以外の非常勤の職員であれば、議員の皆さんだけであるというところでございます。さらに、当然、公選の選挙で選ばれるところでもございまして、一般的な非常勤特別職とは異なる扱いということで、今回、「議員報酬」というような名称変更及び規定の整備がなされたということでございます。

それから、その次の資料3でございます。各区予算総額に占める議会費の割合ということで、A3横の資料でございます。資料の見方といたしましては、左側から順に平成19年度、20年度、21年度、各区3年間、21年度は今年度でございますが、各自治体の予算総額に占める議会費の割合及び議会費の中の議員報酬が決められたということで、一覧表にまとめさせていただいたものでございます。

一番右の欄の平成21年度をご覧いただきたいのですが、一番上が千代田区でございます。予算総額が485億円余、そのうち議会費は5億7,600万円余でございます。比率といたしましては1.2%で、この1.2%という議会費の比率は、23区の中で、ざっとごらんいただければ、(B)/(A)欄でございますが、23区の中で一番大きくなってございます。

その次の(C)欄でございますが、議会費のうちの議員報酬額、予算額でございます。これは千代田区が2億9,800万円余ということで、(C)/(A)、予算総額に占める議員報酬の金額は0.6%ということで、これも23区の中で一番ウエートとしては高い。

この理由でございますが、ご案内のとおり、千代田区は23区の中で最も小さな自治体ということで、これは、どこの区の区議会も議長は1人、副議長1人でございます。ということは当然、固定費部分の割合が高くなるということで、最も割合的には大きくなっている。

あと、議会には常任委員会、特別委員会があるわけでございますが、千代田区の場合は、常任委員会と言われている委員会は3つでございます。最も数の大きな自治体も、たしか私の記憶で5つと記憶してございます。ということで、そんな大きな差がないということもございまして、総体として、予算に占める報酬額、もしくは議会費の割合は高くなっているという状況でございます。

その次が、資料4でございます。各区の「政務調査研究費交付額」と「費用弁償」額の調でございます。これも23区の金額を一覧表にまとめさせていただいているものでございます。

今年の4月1日現在で調べさせていただいたものでございまして、まず、左から2つ目の欄、政務調査研究費ということで、各党派ごとで、議会から公費で支出されるわけでございますが、千代田区は月額、議員さん1人当たり15万円の政務調査費が交付されてございます。金額的に最も大きいのは世田谷区さんで、月額24万円ということでございます。最も少ないところで、荒川区さんが8万円となっております。

なお、この取り扱いにつきましては、千代田区は領収書の原本を添付する。あと、第三者の機関によりまして用途内容等の審査をするというような手続が定められてございます。

そのほかに、一番右の欄でございますが、費用弁償ということで、前回もご説明させていただきましたが、常勤の職員には、今は6カ月の定期代でございますが、通勤手当が支給されてございます。ただ、区長は区内にお住まいということで、実質的にゼロでございますが、議員さんもそうですし、例えば監査委員さん、選挙管理委員さん等につきましても、費用弁償という名前で、いわゆる交通実費でございます。当然、役所に来ていただくということについて、交通費がかかるわけございまして、その交通実費ということで、実費計算をするのではなくて、定額で費用弁償というものを出してございます。千代田区は、費用弁償額は一律5,000円という扱いでございます。

これについても、昨今の傾向といたしまして、杉並区さんと荒川区さんは、費用弁償廃止というような取り組みをなさってございます。また世田谷区さんは、距離に応じて金額を変える、2キロ未満は4,000円、2キロ以上は6,000円とか、このような取り扱いで、さらには金額を、例えば港区さんは一番安いですね、2,500円まで引き下げるといようなこともされているということで、昨今、取り組みがまちまちになっているというような状況が出てございます。これが資料4でございます。

その次が資料5で、各区の行政委員会の委員の報酬の一覧でございます。前回、資料要求をちょうだいいたしまして、私どものほうで、議員以外の、いわゆる行政委員会と言われているもの、教育委員会と選挙管理委員会、あと監査委員の報酬額の一覧を表にさせていただきました。

まず、一番左のほうの教育委員会でございますが、委員長は月額31万2,000円、教育委員会の委員さんは25万円ということで、これが月額でございます。これに、教育委員会定例会、臨時会等ございますが、費用弁償がその日数分乗っかる。選挙管理委員会も、委員長が31万2,000円、委員が25万。監査委員も、識見が31万2,000円。監査委員はすべて独任制でございますので、すべて31万2,000円。議員選出の監査委員さんというのがいらっしゃるわけでございますが、これは識見の方の半額ということで、こういう取り扱いになってございます。

これを一覧で、最も高いところが中野区さんでございましょうか、教育委員会の委員長さんは32万3,000円ということで、これが一番高い金額になっていると思います。選挙管理委員会は、千代田区のほかに板橋区さんも31万2,000円ということで、ここが一番高い区でございましょうか。監査委員さんは、品川区さんが31万4,000円でございますね。ということで、差は数千円とかそういうレベルでございますが、これが一覧でございます。

これに付随して、次のページ、資料6-1でございますが、東京市

部の特別職の報酬を一覧に書かせていただきました。資料5とあわせてご覧いただきたいと存じますが、まず、東京の市部でございますけれども、市長、副市長について、八王子市から西東京市まで26市を一覧にしたものでございます。

八王子市は、市長の給料月額が110万、副市長が94万ということで、総体として、特別区と比べると低いところが多いのかなと、自治体の規模にもよろうかと思っておりますけれども。

特徴的なのは、26市は、冒頭申し上げた地域手当はすべて「なし」、ございませんでした。ただ、期末手当の支給割合が、大体23区は3.何月というところが多いわけでございますが、八王子市さんも4.45月ということで、今、特別区の職員が4.5月ということですので、期末手当の支給割合としてはやや多目なのかなというような印象を持っております。

退職手当については、八王子市さんは市長5月と。これは1年につき5月ということでございますが、次の立川市さんは3.5月ということで、自治体によって退職手当はばらつきがあるというような状況でございます。

その次の列が議員さんの報酬でございます。八王子市さんは議長が73万、副議長が66万といったような形になってございます。

その次の行政委員会の委員でございます。先ほどの資料5と見比べていただきますと、これにつきましては、かなり市部のほうは金額的に安くなってございまして、八王子市さんの教育委員会の委員長が14万3,000円ということで、大体23区の半額を下回るぐらいの、かなりお安い金額でございます。

選挙管理委員さんに至りましては3分の1以下というような状況でございます。

監査委員さんも、おおむね半分とか3分の1というような状況でございます。

今の6-1、もう1枚めくって、裏に6-2というのがつけてございます。これは、東京市部26市と特別区との比較で、最上位、最下位、平均を出したものでございます。

市長さんを見ますと、最も高い市長さんが、先ほど申し上げた八王子市さんでございますが、110万、最も低いところが85万3,000円ということで、平均で97万円。ちなみに千代田区長は116万5,000円で、23区平均で114万6,000円ということでございます。このほかに地域手当がついているという形で、以下同じような形でご覧いただければと存じます。

③の区議会議長につきましては、市部は最高が73万円、最下位が47万7,000円、26市平均で58万9,000円。ちなみに千代田区は93万1,000円、23区平均で92万2,000円と、このような形になってございます。

ということで、これはご参照していただければと思っております。

最後、資料7でございますが、これは後ほど、最後のところでご説明させていただきたいと思っておりますので、この場では省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

武藤会長

どうもありがとうございました。それでは、今ご説明いただいた資料についての質疑をしたいと思いますのですが、ご質問はございますでしょうか。

それでは私から。資料1について、18年4月から、国は地域手当18%引き上げをされた。特別区については少しずつ動かしていくということなんです、最終の18%になるのはいつかわからないとい

<p>総務職員課長</p>	<p>うお話でしたけれども、これはどうして少しずつ動かしているのでしょうか。</p> <p>国も、経過措置が入っていきまして、段階的にということだと理解していますけれども、地域手当を引き上げる、報酬、給料額を引き下げるということになりますと、これに伴いまして退職手当等に影響が出まして、実は職員の退職手当というのは、地域手当を除く給料本体掛ける月数という仕組みになってございまして、極端な話、12%を18%に上げると6%弱、本給が引き下がるわけですが、そうした影響等々もあるだろうと理解してございます。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>なるほどね。国の場合は、23区に住んでいる人たち、都会の地域手当が高いほうの人は原則変わらないような形になってはいますが、低いほうの地域の方が結局は引き下げられるということですね。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>そういうことです。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>ですから、地方の人の不満が結構高まっているんだと思うんですけども、その点、特別区の場合にはそういう影響はないので、一気にやることは可能なんですけど、しかし、それが期末手当や退職金に響いていくということ、激変緩和をするために少しずつやっていくという理解ですね。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>それに関連して。今の激変緩和もさることながら、先ほどの説明では、上げた部分と下げた部分で総体としては不変であるとおっしゃったんですね。何でそんな手の込んだことをするのかと。国が公務員の給与について面倒を見るという姿勢を示しつつ、だけど全体としては増やしたくないという意志をその点であらわしているのか、あるいはこちらが優等生的にそれを受けとめて、そういう対応をしていらっしゃるのか、何ともわかりにくい話だな、ややこし過ぎるなと思って拝聴していたんですけども、その点はいかがなんでしょうか。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>おっしゃるとおりですね。確かにややこしい話でございまして、これは人事委員会の勧告に基づいてやっているわけですが、勧告の中で、特段そういう表記はされていないのですが、私どもの理解としては、特別区の場合、特に地域格差というものは、確かに千代田区と周辺区とは若干の物価水準、家賃水準があるかもしれませんが、基本的には18%の一級地でございます。</p> <p>であれば、いっそのこと地域手当なんかなくして給料本体に入れてしまえば、すごく簡単明瞭な報酬体系、給料体系になるわけですが、おそらくそれをやると、国が全国の地方自治体の給与水準を、いわゆるラスパイレス指数というような形で指数化していますね。それを、18%を給料月額に乗せてしまいますと、給料水準そのものが高くなっていくというようなところがあって、要するに給料と地域手当というものを明らかに峻別して、おそらくラスパイレスの算定上の較差が出ないようにしたのではないかなと思うんです。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>そういうやり方で恩恵を受けているというか、息をついているのはどの辺の地区なんでしょうか。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>国はこういう形で一級地から六級地まで分けているんですが、地方自治体によっては、例えば六級地と指定されると3%になってしまうんです。ところが、それを守らずに6%とか10%を支給している自</p>

武藤会長	<p>治体もあるやに聞いております。それは各自治体の判断でございますので。</p> <p>ただ、その場合に、ペナルティーと言うと語弊がありますけれども、国のほうで改善の指導をしたりというようなケースはあるやに聞いています。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>どうぞ、岡本委員。</p>
岡本委員	<p>前回いろいろ資料をお願いして、ありがとうございました。また、せっかくですから政務調査費も、市部の分も追加していただけると何となく揃うかなという感じでありますので、次回でも結構ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それから、当審議会の最終答申に現段階で盛り込まれるべき審議の対象は、今言ったような周辺の手当等ではなくて、本体部分ですね。その辺で、つまり区長と副区長は給料の額ですね。議員は議員報酬ということですね。</p>
武藤会長	<p>はい。したがいまして、今日、参考の資料として出していただいたものがあって、それは、岡本委員が委員長をされている政務調査研究費交付額等審査会というのがございまして、そちらで審議すべきことも入っているということですが、一応、議員の皆さんの報酬体系の全体像を知るために、資料として出していただいたということでございます。</p>
岡本委員	<p>はい。使い分けという意味において、つまり最後まで今の情勢でいくのか、この手当が高いとか低いとかは、現段階では書けないんでしょう。あるいは費用弁償はどうだとか。ということですね、確認ですが。</p>
総務職員課長	<p>はい。費用弁償はおっしゃるとおり、区長、副区長には費用弁償はありませんので。ただ、今お話しした地域手当については、報酬額と半分一体化しているわけですね、先ほど藤原委員からもお話がありましたとおり。</p> <p>前回もご説明させていただきましたが、中野区は、区長、副区長に関して地域手当を廃止してございます。その部分を給料本体に乗せて、総体として調整をするようにしてございますので、地域手当のあり方そのものは、今、岡本委員からご指摘がありましたとおり、給料月額本体じゃないけれども、給料額の検討に当たって、おそらく不可分になっているのかな、表裏の関係なのかなと考えますので、その辺は、むしろご意見をいただいたほうがありがたいのかなと思っております。</p>
岡本委員	<p>わかりました。多分、最初は現状認識といいますか、皆さんの基本的な認識をある程度合わせませんと、議論がその後かみ合わないのというのとはよく理解できます。</p> <p>それから、たしか区長の諮問のご挨拶の中に、行政委員会についてもちょっとくだりがあったと思ひますけれども、今日、データも出していただきましたけれども、つまりこの報酬審が、今現在ある条例だけではなくて、行政委員会の報酬のあり方等々についても、例えばここで議論してということになれば、よしといいますか、多分、条例改正をしなきゃいけないということになると思うんですけども、意見を言えるのかどうかというようなところも、今日は結論を出さなくて</p>

全然結構なんですけれども、ちょっと認識しておきたいなど、そんなふうにも思って、データをちょうど今出していただきましたのでというふうに思います。

それから多分、今年は、先ほどご説明いただきました国会の資料で、議員報酬等について、法律の中身は変わりませんが、条文が書き分けられたということも思っていたのは初年度だと思うんです。したがって、今までの議員報酬に対する認識と、わざわざ法律を変えた後の議員報酬のあり方、この辺を最初に押さえておいたほうがいいというか、議論したほうがいいかなというのは1点あります。若干の問題提起みたいな感じです。

それからもう1点は、区長、副区長の報酬等のあり方について、根拠条文が自治法に書いてあるわけなんですけれども、常勤の職員とほぼ同じ扱いですね。でも、こちらも選挙で上がった公選の職ですね。ですから、そこが、議員のほうは見直されましたけれども、こちらは全然見直されていないんですけれども、よく、退職金なんかは本当に妥当なのか、一般職の常勤の皆さんと同じように、1期4年でというようなことも踏まえて、今、若干議論されていますので、私の問題意識の中には、そちらも本当に常勤と全く同じ扱いでいいのか、区長さんと副区長さんはですね。副区長は選挙がないので、特に区長さんかなというように今思っておりますので、その辺、また何か適当な、特に会長、いろいろ論文とか資料がありましたらご指示いただければと思いますけれども、だから、今年は今までの延長ではなくて、若干バックグラウンドが変わったはずだということを、私は意識するというスタンスが必要だなと認識しているということで、以上です。

武藤会長

どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

特になければ、前回の資料で、ちょっと見直していて気になったというか、ご説明いただいたほうが良いと思った点がございまして、それは、前回の資料8、報酬決定の原則・区長との年収対比というもので、例えば区長が月額116万5,000円ですが、副区長の場合には区長のおおむね80%、それから議長については副区長と同額という、ここを見たら、報酬決定の原則となっていて、もしもこの審議会ですらこれに反するような提言を、原則ですから、なかなか原則に反することを言えるのかどうかという意味で、この原則というのはどういう意味で原則なのかということで、お聞きすべきかなと思います。

総務職員課長

法律とか何かで決まったというものではございませんで、先ほど他団体のご説明もさせていただきましたが、正直申し上げて、ばらばらでございまして、たまたま千代田区は副区長と議長の金額が合っておりまして、さらに、ここに記載はございませんが、教育委員会の教育長は一般職でございまして、教育長と副議長が同額ですね。

そのような慣例と申しましょうか、という取り扱いでやってきたということでございまして、例えば先ほどから申し上げている地域手当の取り扱い一つも変われば、当然このような扱いも変わってくる。地域手当を乗っければ、その分、議員さんには地域手当はございませんので、ずれてくるということでございまして。

だから、そこはまた新たに、報酬額を答申いただいた段階で、ルールもつくり直すという形になるかと思っております。

武藤会長

わかりました。この原則というのは、これまでの千代田区の慣例であるということですね。

<p>総務職員課長</p> <p>藤原委員</p> <p>総務職員課長</p> <p>藤原委員</p> <p>総務職員課長</p> <p>藤原委員</p> <p>総務職員課長</p> <p>藤原委員</p> <p>総務職員課長</p> <p>武藤会長</p> <p>岡本委員</p>	<p>はい。そういう理解で結構です。</p> <p>ちょっと関連して。慣例とか慣行というのは、私もよくわからないし、非常に便宜的に使われる言葉だと思うんですけども、例えば話を極端に、わかりやすくするために申し上げると、この間、名古屋市長の河村たかしさんが、年収800万円にすると行って新聞記事になっていました。ああいうふうに市長の個人的な判断というか、そういったもので自分の年収を引き下げるといようなことをもし仮にやるとすれば、それは条例変更ということになるわけですよ。</p> <p>そうしたら、それと並んで、副市長というのか何か知りませんが、助役さんの報酬。つまり慣行よりも条例のほうが重いと思いますけれども、ああいうことを時々この頃聞くようになるものですから、その考え方を伺いたい。</p> <p>例えば前回の、今お話しした名古屋の市長さんの話は、市長さんというのも政治家ですので、自ら勝手に給料額を下げるといのは、公職選挙法に抵触してしまいますので、できないんですね。</p> <p>ですから、市長さん、区長さんが議会に条例を提案して、私はこういう趣旨でここを下げたいんだとか、5%だったり、10%だったり、まちまちでございしますが、カットをしたいんだとかいうことで、あくまでも議会でご審議いただいて、可決されないと、勝手には。</p> <p>それは、条例変更は伴わないのですか。</p> <p>それは条例を改正します。条例改正がないとできません。</p> <p>そうすると、その条例は、河村さんが仮におやめになった後も続くわけですか。</p> <p>そこは、一般的に申し上げますと、当該市長さん、首長さんの任期中とかいう形で設定されることがほとんどです。</p> <p>そうですか。かなり自由自在に変えられるということになるわけですか。</p> <p>一応、今回もそうですけれども、特別職の報酬等審議会というものは、すべての自治体が設置してございまして、審議会に、答申をして、諮問をしていただいた金額が条例本則です。ですから、本則を勝手に首長さんのほうで変えるといようなことはやっちゃいけない話ですので、それはやっていません。</p> <p>ですから、今後、名古屋市長さんがどういう扱いをするかわかりませんが、もしかすると報酬審等をお開きになって、ご意見を聞くのかもしれないし、あくまでも決まった金額はこれだけでも、私は自分の公約として、特例条例で下げますよという取り扱いをなさる。多分、後者のほうだと思います。</p> <p>どうぞ。</p> <p>私が先ほど言ったのはちょっと遠回しだったので、つまりこの審議会がどこまで求めるのかということ若干意識して言ったんですけども、データではないので、全国の市町村長の中で、一般職の部長とか課長よりも低い給料のところはありますか。</p>
---	--

総務職員課長	あります。
岡本委員	<p>さっき言ったように自分の公約で。ですから、必ずしも原則がすべてということではない。つまり条例ですから、議会で議論して、皆さんの民意を反映して決めればいいというのが、ただ、幾らそうはいつでも、半額とか3分の1にいきなり下げるといことはかなり激変を伴いますからということで、でも、できなくはないということですね。</p> <p>それから、報酬審は別に義務づけじゃないので、置いていないところもかなりあります。全自治体の義務づけではない。そこは訂正したほうがいいかなと思う。もちろん23区とか、東京とか、都道府県あたりは多分あると思いますけれども、という感じですね。</p> <p>それから、そういう政策的なやつも、議会が否定する場合もありますから、首長さんの専決処分でもよくて、自分のことですからね。というケースも中にはありますけれども、そうすると、この審議会が、つまりどの程度踏み込んでといいますか、基本的な調査とか研究をやったということに、今後の審議方法にも関わってくるわけですね。</p> <p>数字はもう結果として出ているわけですがけれども、でも、これは、どういう仕事をしている、どういう働きをしているかなという一つのバロメーターですから、どんな仕事をしているかというのを我々が全く知らないで数字を出すということは、理屈の上ではあり得ないことですね。つまり個々の議員さんがどういう仕事を平素しているとか、区長さんがどういう仕事をしているとか、おおよそイメージとしてはわかって、その辺の兼ね合いで、どの程度まできちっと調査をして、しっかりした数字の裏づけを出すか、ここにかかっているだろうと実は思うんですね。</p> <p>前回の経験を踏まえて、正直言うと、私的には、ほかの委員さんは別ですよ、ちょっと足りなかったかなというイメージがあったので、したがって、先ほど私は、議員については、法律自体が国会でわざわざ変わったんですよと、この位置づけがですね。というようなことから入っていったほうがという認識を持っていると。すみません、後追いまたいになって。</p>
武藤会長	<p>では、資料についてのご質問がなければ、今のような実質的な中身の審議に入っていきたいと思いますが、資料についてのご質問はよろしいですか。随時、疑問が生じたり、もう少し詳しくという、あるいは資料についても追加でということでしたら、お気づきのときに、またお申し出いただければと思います。</p>
総務職員課長	<p>2点だけ補足で。当報酬等審議会についてでございますが、岡本委員からありましたとおり、法律の義務づけではございません。これは、昭和30何年だったかな、国からの通知で、特別職、区長、市長さん、首長さんの報酬、給与の決定に当たっては、広く地域の住民の方等々にご意見を聞いて、こう言うと語弊がありますが、いわゆるお手盛りにならないような。</p>
水野委員	<p>参考にしろということだね。</p>
総務職員課長	<p>はい。幅広く意見を聞いて決めなさいよということで、23区すべて、あとは政令市も含めて、小さな町村はわかりませんが、設置されているのが通例だと思います。</p> <p>その中でもう一つ、確かに今回、諮問させていただいたのは、区長、副区長の給料及び議員の報酬ということでございますが、諮問対象はそれだとしても、私どもはそれに限ることなく、それに付随するよう</p>

<p>武藤会長</p>	<p>な案件についても、参考意見という形で、大いに議論していただいて結構だと思っていますので、逆に、そのほうが私どもとしてもありがたいと思っていますので、ひとつよろしくお願いいたしたいと。</p> <p>今のご説明の中にごさいましたように、ここでの答申というのは、給料の本体と限定があるんですが、委員会としてはいろいろな意見を出して、それは最後、報告書をつくる時に、参考意見というふうに書き分ければそれでいいということですので、その点はあまり、例えば先ほど申し上げた、岡本委員が会長をされている政務調査費などにも触れたとして、そちらの委員会の本来の役割に踏み込んでしまったという場合でも、こちらの参考意見というふうに書いておけばいいということになるわけですね。</p> <p>幅広い意見を踏まえた上で決定していくというのがこの審議会の役割ですので、そういう意味で、今日の重要な議題に入っていきたいと思えます。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>その前にちょっと追加で。この資料で、政務調査研究費と費用弁償は出ているんですが、例えば海外視察とかいうぐらいな遠方にいらっしゃるような、ああいう出張旅費というのは、ここから、政務調査費に入っているわけですか。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>別です。入っていません。公務で出張するということがあるわけですが、その場合は、別に旅費という形で、区の旅費の条例に基づいて、宿泊料が幾ら、日当が幾ら。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>その資料はいただけるんですか。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>それは実費ですが。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>実費ですか。そうですか。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>旅費にするのかどうかですね。国会議員さんが公務用の新幹線に乗って、その旅費にするかどうかの決定はどういうふうにされるんですか。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>旅費は、あくまでも旅行命令というものに基づいてやっていますので、最近、私ども職員も行くケースはすごく少ないですけども、例えばせんだって区長が、仙台の全戸連というんですが、戸籍の総会に行くと言えば、東京から仙台までの新幹線の往復の代金と仙台の宿泊料、あと日当が、旅費の条例があるんですね。条例に基づいて細かく計算して出た金額、それを実費としてお渡しするという仕組みになっています。</p> <p>それは区長も議員さんもすべて同じです。旅費。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>実費ですか。例えば私たちの旅費は上限がありまして、1泊1万円以上はだめだという。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>そうです。甲地とか、乙地とか、エリアによって宿泊料の上限が決まっています、その金額です。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>例えば航空機はファーストクラスとか。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>いえ、今はほとんどない。</p>

藤原委員	<p>例えばの話なので、別にそのことをどうこう言うわけではございませんが、そういう関連の支出というのはかなり額が大きいのではないかと外から見ていて思うものですから、それは、決して生活費に回るということは全く考えておりませんけれども、そういったことについて、ある一定の参考資料をいただくということは可能でしょうか。</p>
総務職員課長	<p>それは区長と議員さんぐらいでよろしいですか。</p>
藤原委員	<p>はい。</p>
総務職員課長	<p>それは出せると思います。ちなみに平成20年度は、議員さんのほうは管外視察はなかったのかな。たしかゼロに近いと思います。管内でしたら幾つかありました。ただ、管内についてはマイクロ等で動いていて、おそらく出ていない。 ちょっと調べてみます。</p>
武藤会長	<p>そこは重要なところですね。 それでは、本日の議題の考え方の議論に入っていきたいと思うんですけれども、まだ2回目ということですので、今日決定するということではございませんので、自由に考え方をいろいろとご提案いただければと思います。 1つは、先ほど事務局からもご説明がございましたが、地域手当の取り扱い、これは給料本体のほうにどういうふうに入れるのか、入れないのかということですね。それから、もう一つは、給与額、報酬額の定め方についての考え方のようなものを広くご提案いただけたらと思います。 先ほど岡本委員がおっしゃっていたのは、議員さんや区長さんがどういう活動をしているかということをもっとしっかり把握したほうが良いということですが、これは、具体的なご提案としては、議員さんとの懇談会ということですね。区長さんとの懇談会というのはあれかなと思うんですが、知っている範囲で、区長さんというのは、365日どんなに仕事をしているのかということをお教えいただけるといいですし、それに応じて議員さんも、1年のうちどんな活動をされているのかということをお知らせしていただくわけではないんですけれども、議員さんによっても違うでしょうし、なかなかそこは難しいんですが、そういう違いがあることを踏まえて、どう考えるかということも必要ですので、そういうことをわかるような資料とか、あるいは先ほど調査ということ、実態を把握してということですから、そこをどういうふうにするかということですね。 水野委員が元議員さんということ。</p>
水野委員	<p>議員のほうは、毎年、活動状況で、1冊のレポートにまとめておりますので、現在もまとめておりますね。</p>
総務職員課長	<p>あります。</p>
水野委員	<p>そういうのを何年度分でもいいですから、参考に、事務局からいただいて、皆さんにお読みいただくと、膨大なものになるかもしれませんが、大変なんですけど、ご本人に1人や2人来てもらいより、それを読んでいただくとかするほうが、この前は委員長配慮で、特に呼んでいただいたんです。ところが、これは私の私見ですが、1人、2人来ていただいても、かえって資料を読んだほうがよくわかるような気が</p>

	<p>するので、皆さんが議員に会いたいと言えば、それも結構ですけども、一応そういうことでいかがでしょうかというご提案です。</p>
武藤会長	<p>懇談会やそういう会を持たなくてもいいのではないかと。 どうでしょうか、岡本委員。</p>
岡本委員	<p>これは、要するに事務局が公的に把握できる範囲内ですね。個人の議員活動は多分、ほとんど入っていないので、要は議員報酬ですから、本会議、委員会出席とか、出張のやつは全部記載されますけれども、多分それよりも、おそらく人によって、すごい何倍も差があると思います、議員活動の例はですね。 だから、その辺を、全部個人的な政治活動ですから、申告させるわけにはいきませんけれども。</p>
水野委員	<p>でも、あなたは接触があるから、割合よくご理解いただけるけれども。</p>
岡本委員	<p>これは一番入り口のデータですよ。</p>
水野委員	<p>いいと思います。ただ、皆さんお読みいただくのが大変お骨折りでございますけれども、とにかくちょっと読んでやっていただくとありがたいと思います。</p>
岡本委員	<p>あとは、この審議会の手続として、本当にしたいと思うのは、区長であっても、議長あるいは議員であっても、やっぱり一度お話を直接聞くというのが、非常に答申を書く上で説得力があるといいでしょうか、必要なような気がしておりますけれども、またそれは審議の過程で、皆さんのご意見を踏まえてと、こんな感じはしております。 ただ、先ほど会長が、例の大原則みたいなやつ、質問がありましたけれども、これは多分、国会、総理大臣と国務大臣とか、局長とか、その辺がどうもベースにあるような気がしますので、その比率、そこら辺がもし偶然一致したのであれば、そっちの資料も出していただくと、千代田区は国会の大家さんですから、おそらく非常に参考にされているんじゃないかと。あの比率を、区長と議員とか、議長とだれとかというのを、今、感覚として思いました。多分かなり近い数字に当たるんじゃないかなと思います。</p>
水野委員	<p>役職のない議員のは出ているんですね。ですから、そういうレベル的に見ると、国会議員も地方議員もかなりいい線いっているなという気はするんですよ。バランス的に見て、ははあという非常にいいバランスで、私は見て感じたんですけども、それ以上の正副議長とか、国会の場合は委員長は特別の手当がないようですけども、とにかく国会議員のほんとうに働いているような姿で見ると、何だか国会議員のほうは意外に給料が安いような気がするんですね。</p>
岡本委員	<p>諸手当が、そのまた別にあるわけで。</p>
水野委員	<p>そうですね。その点はあるんですね。</p>
武藤会長	<p>それから秘書がつく点とか、そういう意味では相当、1人当たりの議員さんの支出額というのは違ってくる。</p>
水野委員	<p>そうです。それで、各政党間で、それぞれ専門的な勉強会を朝早く</p>

	<p>から、これは本職ですからしょうがない、当たり前なんですけど、勉強をそれぞれの議員はやっていらっしゃるんですね。</p>
武藤会長	<p>国会議員の場合ですね。地方議員の場合はどうですか。</p>
水野委員	<p>地方議員もそれなりにやっているつもりなんですけれども、国会議員みたいに朝早くから、公務員を呼んで勉強会、そこまではいかないのかもしれないですね。そんな気がします。</p>
武藤会長	<p>幅広いので、最初に地域手当のことについてご議論いただいて、地域手当というのをどう考えるか。先ほどの資料にもございましたように、23区の中でも廃止しているところがある。それから、26市の方はほぼ廃止。</p>
総務職員課長	<p>支給していなかったですね。</p>
武藤会長	<p>ほぼ支給しない。そのかわり本給というか、報酬、給料のほうに引き上げているんですね。</p> <p>そういうところで、地域手当についてどう考えるかというところを、まず最初にご意見をいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
番委員	<p>ちょっと印象だけ。よくわからないんですが、副区長さんはどういう方たちで決まるのか。職員からなっている方たちの場合は考えられなくもないんですが、先ほどの地域体系のご説明のときに、全国レベルで、例えば何か指数をとるとかそういう部分も、便宜上もあるのではないかというようなお話もありましたけれども、区長さんの場合は、そういうことはあまり意味がないと思うので、地域手当があるということは意味がないのではないか。そうであれば、その分を本体に乗せて、適正な額でよろしいのではないか。調整するという必要はないのではないかなと私は思います。</p> <p>副区長さんも、区長さんのそういう形で倣うのであれば、同じように地域手当はなしにしてというのでよろしいのではないかなと思うんです。</p>
武藤会長	<p>議員さんには地域手当はないですね。そういう意味でも、公選職といいますか、選挙で選ばれる人にとって、地域手当を取ってしまうということですね。もっとも副区長さんはちょっと別ですけども、それは一つの考え方ということになりますね。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>
岡本委員	<p>さっき、区長も本当の常勤の職員と同じでいいですかと私が言ったのは、そういう意味もあるんですね。退職金についても、全くそういう扱いですからね。だから、今のは退職金とか年金にはね返ると大変なんですね、本俸に入れちゃいますと。ですから、上乘せしちゃうと、おそらくそっちのほう率がよくなるんですね。というのもあるということ踏まえて、おやめになった後のことにも響くわけですね、現職だけではなくて。</p> <p>そういうことを必要だと思えますし、区長さんは住所要件がないんですね。極端に言えば、首長さんはこの住民でなくてもなれるわけで、議員は全部そこに張りついていないとなれない、つまりその地域に。という違いはまず1つありますね。</p> <p>ですから、1つは、自治法の204条、205条という条文がありますけれども、全く公選の政治家である区長が、一般職の職員と同じ</p>

	<p>ように法律を読んで解釈、運用していいのかという、ちょっと基本にかかわるかもしれませんが、そこのところを詰めておいたほうがいいかなと、別に今日すぐはできませんけれども、感じています。</p> <p>それは当然、議員報酬も法律が変わったので、203条ですから、ちょうど近いので、203条の2というのは行政職員、非常勤の職員の条文ですから、ちょうど近いところにくっついていきますから、この際、基本的な考え方をしっかりおまとめいただければ、当審査会としても、他の自治体についての発信になり得るのかなと、こんな感じを持っています。</p> <p>それから、大括りでいいますと、政治家を、区長であろうが議員であろうが、住民が、どのぐらいのコストでどれだけの仕事をしていただくのか、これが僕は基本だと思うので、したがって、その働き具合、このぐらいでいいよというならこのぐらいしか出しませんよとか、もっと3倍働いてくれというのであれば、やっぱりそれだけのコストがかかるでしょうと。その関係がなるべくクリアになる、そういう考え方と答申になればいいなと、人ごとみたいですがけれども、そう思っております。</p>
武藤会長	<p>その意味では、地域手当の話じゃないんですが、区長さんというのは、365日のうち何日間、どのぐらい公務が入っているのかとかそういうのはおわかりになりますか。まあ、わかりますよね。</p>
総務職員課長	<p>土曜、日曜等、1件とか、場合によると、土日でも6件、7件は仕事とかいう状況で、何日ぐらいだろうね、フリーになっているのは。</p>
事務局	<p>かなりの割合で出ていると思うんですけども、年間スケジュール表を調べることができますので、そこから割り出すような資料はおつくりできると思います。</p>
総務職員課長	<p>365分の300幾つとか、多分そのような数字じゃないかと思います。</p>
水野委員	<p>区長の場合は、土日、いろいろな町とおつきあい等がありますし、フル回転だと思いますよ。それで、いろいろなイベントが千代田の場合はありますし、休むいとまもないと言っていいんじゃないでしょうか。区長職は激務だと思いますね。忙しさは人後に落ちない。ですから、報酬もしかり。しかし、千代田の区長の場合には、地域手当を減額しているんですね。</p>
総務職員課長	<p>はい。12%を6%にしています。特例条例で、任期中ですけれども。</p>
水野委員	<p>よその区から見ると、よそは大体12%ですから、それを減額している。自分でそういう姿勢を示しているわけですから、もし区長さんにお許しいただいて、このまま減額でやっていただければ、それにこしたことはないなと思いますね。</p>
武藤会長	<p>例えば先ほどの名古屋の市長のような考え方をどうするかということですが、私は、やっぱり審議会としては、そういう政治家の個人意志とは関係なく、適正な給料というのが示せば、そのほうがいいと思うんです。それぞれの政治家は、自分のこれまでのスタンスに立って減額するというのは、これは政治的な判断というか、それに対して、議会がそれを承認するかどうかですから、そこは首長さんと議会の政</p>

	<p>治的な関係にゆだねる。</p> <p>ここは、あくまで客観的に見て正しいと。なかなか客観的に見て正しいって、難しいんですが、他と比べてとか、国と比べてという観点から、こういう金額でいい。あるいは、今までこうなってきたので、今の物価水準から考えると引き下げたほうがいいのかそういうことを言って、あとの政治的な判断の部分はここでは触れないというんでしょうか、そのほうがいいのかと思っているんですけどね。</p>
水野委員	<p>それはいいですね。それは結構です。あくまでも報酬がメインですよ。手当って、ほんの一部のものですけれども、区民の一般の方の感情としては、そういうものが出ているというのはあまりご存じないだろうと思いますから、できるだけ手当なんていうのはつけないほうがいい。</p>
武藤会長	<p>そうですね。365日、ほぼ毎日公務で追われている区長というのは、その意味では、ほかよりも高いのは、例えば区長、市長がその自治体の中で一番高くても、それはまあ当然だと考えつつ、でも、どのくらい高いのがいいのかというようなことだと思うんです。</p>
水野委員	<p>そのところが難しいところですね。</p>
武藤会長	<p>ですから、区長さんの今の116万5,000円というのは特別であるかどうかということと、問題は地域手当ですね。現在、個人的な政治家としての判断として引き下げて、それを議会で認めているという6%引き下げというのは、それは別の問題ということですね。</p> <p>ただ、そもそも23区では中野区だけが廃止をしているんですが、26市を見ると全部ないというのは、これは26市の人事委員会か何かは勧告をしたんでしょうか。</p>
総務職員課長	<p>いえ、特別職ですから、勧告は一切ないですね。</p>
武藤会長	<p>そうすると、これはどうして一律にこうなって、ほかの日本全国の状態はどういうのでしょうか。おわかりになれば。</p>
水野委員	<p>ないんでしょう、これは本当は。</p>
武藤会長	<p>神奈川県とか。</p>
番委員	<p>逆に、特別区だけが申し合わせしてやっているんじゃないですか。</p>
武藤会長	<p>地域手当をつけているのが。</p>
水野委員	<p>地域手当なんていうのは、慣例でないでしょう、よそは。</p>
総務職員課長	<p>私どもが確認をとっているのは東京都と特別区で、実は東京都もあるんですね。都知事があるんです。東京都は、職員の例によるという扱が多くて、毎年、報酬審を開いて、先ほどの資料1のとおり、職員の例どおりにやっているんです。ですから、今年の1月1日から、知事の地域手当を16%にして、その分、給料月額を引き下げているんです。</p>
武藤会長	<p>都はむしろ、そうか、新しい動きとしての地域手当をなくすという方向ではなくて、むしろそこを強化している。</p>

総務職員課長	はい。東京都は職員準拠という扱いにしております。前回の資料にもございますが。
水野委員	さかのぼると古い話なんでしょう。終戦後の苦しいときに、都民の感情としての、首長にじゃなくて職員に地域手当を出そうというのが始まりなんじゃないですか。とにかく本俸だけでは食べられない、それで地域手当をと。その延長線上でずっとつながってきているような感じが私はするので。
武藤会長	ということは、もう今日では不要だということですか。
水野委員	<p>うん。今日では、どちらかといえばそれは終わっているという感じですけども、それこそ慣例というんですかね、常時もらっているとなかなか改善し切れないという感じじゃないでしょうか。ただ、職員の場合は、千代田区に、あるいは23区から通勤されている方は、とにかく東京は物価が高いからという慣例的なものがあったんだと思います。</p> <p>しかし、今、現実でも、都内はやっぱ物価は高いと思いますね。ですから、職員感情としては、地域手当というのがあってしかるべきだというような感じで、そうすると、それがトップのほうにも来ていると、そんな感じじゃないでしょうかね。ですから、本当はトップとか、三役とか、議員はもちろんありませんから、問題ないというような気がしますね。</p> <p>皆さんどういうふうに。</p>
武藤会長	いかがでしょうか。民間の方などは、地域手当なんかは。
氏家委員	<p>民間企業であれば、これは会社によるんですけども、私の会社ではないんですけども、あるところがあります。地域手当も出る。物価水準を反映していると思うんですけども、区長さんのケースでいくと、私は、地域手当というのはあまり意味がないんじゃないかと。</p> <p>国家公務員の方とか民間企業の一部のように、異動があって全国へ行く機会、可能性があるという中で、その土地、土地の物価水準をある程度反映するというのには意味があると思いますけれども、ただ、私も給与水準とか退職金を見て、全貌は見えないので、地域手当をなくしたときにどういうことが起きてしまうのかなというのは、メリット、デメリットのところで考えて。</p> <p>先ほどの退職金の、一般職員であれば影響が出るという話で、区長さんも影響が出るのかもしれないけれども、細かい論点でいくと、一般職員の方は、地域手当が引き上がっていく中で、給与本体は下がって、退職金も下がってしまうというときに、このタイミングで区長さんだけ、がらっと地域手当をなくしましたというのは、逆に言うと、将来下がる退職金を、この段階で下がらないようにしてしまったんじゃないかなという見方をしてしまうんじゃないかとか、そういう細かい部分を含めて問題点を洗い出して、決めていくべきじゃないかなと思います。</p>
総務職員課長	会長、先ほど岡本委員のほうからもいただいたので、その辺を次回までに整理させていただきます。要するに、ちょっと言葉が足りなかったんですが、例えば中野区さんなんか地域手当を廃止しているんですが、単純廃止じゃなくて、その部分を給与月額に乗っけているんですね。それも全額乗せるのではなくて、はね返りが出ます。

	<p>例えば地域手当を廃止して、その分、月額に乗っけると退職手当が上がってしまうとか、それは当然、今の情勢からいって許される話じゃないので、そこで所要の調整をかけているんですね。</p> <p>ですので、そこはわかりやすいような形で、示させていただきたいと思います。</p>
武藤会長	<p>そうですね。前回の資料9-1というものなんですが、中野区は、区長の月額が125万4,000万というのでトップに出てしまった。ですから千代田区も、含めるとトップになってしまう可能性が高くて、どうしてほかと比べてそんなに高いんでしょうかというような疑問が、この月額の表だけを見れば出てくる。それは地域手当を廃止してこうだからという細かい説明をしないと、区民の理解が得られないというところなんですね。</p> <p>しかも、それは結果として、期末手当や退職金に響いて、得しちゃうじゃないですか。これよりも総額では引き上げになってしまうんじゃないでしょうかというような批判も出てくるということがありますから、そういうことについての説明が可能な、わかりやすい説明ができるような提案をしていかないといけないということですね。</p>
水野委員	<p>そうですね。ですから、これ、中野が決めたのは、二、三年前でしょう。</p>
総務職員課長	<p>平成20年3月です。</p>
水野委員	<p>ですから、今の現状の経済情勢ではないですね。かなり余裕のときの感触で、単純に手当をなくすかわりに給料を上げてあげるといような発想でしょうから、もし現状であれば、手当だけ外しちゃって、給料には関係ありませんよと。おそらく今だったらそんな。</p>
武藤会長	<p>今年についての、とりわけ不況ということですね。</p>
水野委員	<p>中野なんか特に革新区ですから、その点、私は厳しいと思いますね。だけど、昨年やられたということになると、かなりゆるゆるだなという感じなんですね。</p>
武藤会長	<p>そこは、ちゃんと地域手当分を引き上げただけで、追加しただけではない。特に大盤振る舞いということではない。</p>
総務職員課長	<p>中野区さんは、期末手当とか退職手当を同時に引き下げています。ですから、その辺はやっぱり総体として、漁夫の利じゃないですけども、地域手当を廃止することによって引き上がるということのないような形で、調整をなされているようです。</p>
武藤会長	<p>そこは事務局のほうで何カ月分を、0.3カ月なのか、引き下げれば、期末手当は従来額になるとか、あるいは退職手当、退職金についても0.5カ月引けばいいとかというのは、数字で計算していただいて、そこを調整することはできます。</p> <p>問題は、月額報酬の一覧が出てくるときに、中野区がどーんと特にやって、世田谷区のような人口が80万を超えるようなところと、人口30万の中野区と、人口4万から5万の千代田区というふうにしたときに、区民感情というか、市民感情というところで、もう少し待つてからやったほうがいいのか、あえて高くなる必要はないと判断するのか、23区の中でですね、この際廃止して、入れたほうがいいのか。</p>

堀田委員	<p>いかがでしょうか。堀田委員どうですか。</p> <p>原則としては、なるべくシンプルにする方向性を模索すべきだと思うんです。</p> <p>ただ、今おっしゃったように、置きかえることによって、見た目が、千代田区の報酬だけが突出してしまう。これはいろいろ説明すれば、そのかわりこっちがないんだよとか、退職金の割合を減らして従来よりも増えないようにしているとか、細かい説明をくっつけないとそれが理解されないという問題点があると思うんですね。</p> <p>いろいろ非常に複雑にとらえなきゃならないので、力学が働くんですね。例えば23区の中で、先ほど、手当を千代田が半分返上している条例をやって、それが他の区長さんたちにどう影響しているか。非常に嫌な思いをさせられていて、区長会であまりみんなと仲よくできないというようなことになると、かえって減額しているんだから、区民はその分遠慮していただいてよかったねというだけじゃ済まない話なんですね。それはトータルでとらえないといけない。</p> <p>ですから、単に報酬を本人が納得の上で減らしたら、それはそれでいいじゃないかというだけの話じゃない部分がありますので、あまり軽々にそういうことを、少なきゃ少ないほどいいというものでもないし、それから、見た目でどんと大きく出ちゃっても、中身は、総体は同じなんだよというのが、説明を細かくくっつけないとわからないようだ、それは社会的に通りが悪いという問題もある。</p> <p>そういうことも全部勘案した上でないと、シンプルに決められれば一番いいんですが、なかなかそういう単純作業じゃないというのは、この審議会をよく認識した上で、方向性を決めなきゃいけないなと思うんです。</p>
武藤会長	<p>今日決めるわけではございませんので、考え方をいろいろ出しておいて、そうした考え方を皆さんの中でいろいろと闘わせていただいて、ご自分の意見ではどこがいいと思われるのかということをお次回までに考えておいていただくということが。</p>
堀田委員	<p>区のことだけで言えば、千代田は、それぞれ区の事情は違いますが、区内の状況というのは大体普遍だと思うんですね。あまり極端に年々で変わるわけじゃない。30年単位で見ますと、人口が増えたとか減ったとか、産業が増えたとかなくなっていくというのはあるんですけども、そういう意味では、地域手当というのはあまりなじまない。狭いエリアの中で、人が移動しないでやっているものに対する報酬とか給料では、あまり地域手当制度はなじまないというふうに思うんですね。</p> <p>そういう意味では外したほうがいい。基本原則。ただし、さっき言ったように、外すところと外さないところがあると、見た目がすごく違ってきちゃうので、23区がある程度足並みそろえて、外す方向で進むのであればいいけれども、逆に、18に向けてみんなが進んでいるときに、千代田は外す方向に行くとなると、それは逆のずれが出てきますので、本当にそれを取っていいかどうかというのは、かなり悩ましいところじゃないかと。</p>
武藤会長	<p>しかも、都知事は地域手当を増やす方向に行っているということですね。</p>
堀田委員	<p>職員準拠ということですね。</p>

武藤会長	<p>職員準拠ということで言うと、首長の仕事というのは職員準拠すべきかどうかという議論を先にやっておかないといけないかもしれないですね。</p>
堀田委員	<p>本当に僕も、区長と非常に近い位置で日常活動をやっていますから、ほとんど360日ぐらいは仕事をしているんだろうと思うんですが、360日政治活動というか、選挙運動をしているのと同じことですね。公選ですから、出れば出るほど選挙に有利になるということもあるんですね。一概に一生懸命仕事をしているとだけは言えない。</p>
岡本委員	<p>それは議員さんも似たようなことが言えるんですね。議員活動は、どこからが選挙活動で、どこからが議員活動か、公的な議会活動かということになるんですけども、でも、公務で360日というのは、これは明らかに法律違反ですから、区長は率先してやめなきゃいけないね。働き過ぎ。</p>
藤原委員	<p>私も基本的に、シンプルになっていくほうがいいと思っていますので、地域手当のことは、まだ結論を出すのは早いかもしれないけれども、抜けてもいいなというふうに思っているんですが、先ほどからお話が出ている、区長会に出て、ほかの人たちとの手前、何となく間が悪くなりそうだということには、そんなことどうだっていいじゃありませんかと私は言いたいわけです。</p> <p>つまり、言葉を費やさなければわかってもらえないということは世の中にいっぱいあって、説明責任という言葉が今盛んに言われていて、日本人というのは、黙っていてわかってくれよなというメンタリティーでずっときていて、それがみんなの仲よし横並び意識というのでずっと続いてきていると思うんですが、区長会で、仮に千代田区長さんが少しばつの悪い思いをなさっても、それはどっかで説明する責任があるし、それから、私たちは1つ1つのものにちゃんとしたリーゼン、理由があるということがわかれば、それをきちんと言葉にして、人に伝えていくという習慣をもっと身につけるべきじゃないかなと実はかねがね思っているんです。</p> <p>私もこの頃年のせいで、言いたいことを言うようになっちゃったものですから、誤解されることも非常に多いんですけども、やっぱり言うところまでわかってくださる。だから、こういうシステムについても、もっと個人的なことで、大きなことですけども、説明をする、言葉を費やすということについて、もうちょっと日本人は熱心にならなきゃいけないんじゃないかなとかねがね思っているものですから、一言余計なことを申し上げます。</p> <p>それで、区長の日常活動については私もよく存じ上げていて、例えばこの間、4月末に一番町のいきいきプラザで、ハーブの小さいコンサートが開かれた。そのとき私、行ったら、区長が見えたんですよ。びっくりしましたね。雨の降る土曜日の午後です。そこで挨拶された。挨拶されたということは、おっしゃるように、選挙活動の一環かもしれないですけども。</p>
水野委員	<p>そうじゃない。</p>
藤原委員	<p>いやいや、それはドライに言えばそういうこともあり得る。福祉関係者の方もいらっしゃるということですけども、私はとても偉いなと感心したんです。だから、お忙しいのは、そのことを見ても、あるいは女性の会合に出てきてくださることを見てもよくわかるので、区長さんのお仕事というのはわかっているつもりなので、そういうこと</p>

	<p>を全部含んだ上で、地域手当をなくしてもいいかなと思って、さっきから考えているところでございます。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>先ほど気づいたら、もう12時になっていまして、本来の終わる時間なんです、ここでまだ終わるわけにいきませんので、いかがでしょうか、もう15分ぐらい延長してもよろしいでしょうか。</p> <p>(「結構です」の声あり)</p>
<p>武藤会長</p>	<p>申し訳ありません。それでは、議論としてまだまだ不十分なんです、まだ続けるということで、資料の説明をしていただくほうがいいものがあると思いますので、特別区人事委員会というのは、期末手当についての臨時勧告が出たということですが、これについて、事務局からのご説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>お手元に、先ほど説明を省かせていただいた資料7というものでございます。たまたまでございますが、今回、この報酬審を設定させていただいた後、本年の5月11日に、特別区人事委員会から臨時勧告というものが出ました。それで、こういう勧告が出たので、せっかくの機会でございますので、ご報告させていただくということで資料を用意させていただきました。</p> <p>資料は3枚つづりになってございまして、1枚おめくりいただいて、裏面が勧告になってございまして、その次、2枚目の頭、参考資料というものがございます。平たく申し上げますと、私ども地方公務員の期末手当というのは、毎年6月30日、12月10日、3月15日と3回支給される形になってございまして、21年6月に支給されるのが2.1月です。12月が2.15月で、3月が0.25月、年間で4.5月というのが昨年の人事委員会の勧告に基づいた支給月数でございます。</p> <p>したがって、今年の6月は2.1月支給する予定だったわけですが、これが5月11日の臨時勧告で、0.2月凍結せよという勧告でございます。</p> <p>参考資料の表が細かいのでございますが、一番上の表が管理職以外、その下が管理職員とありますが、違いは、勤勉手当が、管理職員のほうが若干支給率、支給月数が多かったわけですね。勤勉手当というのは、いわゆる査定が入る、職員の成績率に応じて金額が動く部分です。当然、管理職員のほうが勤勉手当、査定部分の部分が大きいということでございますが、トータルは2.1月で、これのうちの0.2月は今回凍結しなさいと。</p> <p>この背景は、ご案内のとおり、昨年のリーマンショック以来のアメリカを震源地とする世界同時不況と申しまししょうか、サブプライムローン問題が種々ございまして、今年の春闘でも、次の3枚目の資料にございますが、人事院の行った調査で、2の中ほどで、夏季一時金が13.2%の大幅マイナスというような状況を踏まえて、人事院が、0.2月の凍結の勧告が出ました。これを受けて、特別区の人事委員会も、0.2月凍結せよということでございます。</p> <p>それで、今回これのご説明をさせていただくとあわせて、実は区長の期末手当、議員の期末手当もそうですが、今年の同じ日、6月30日に、私ども職員は2.1月ですけども、区長と議員さんに関しましては1.65月でございます。年間が、先ほどの前回の資料にございました、年間3.8月です。若干月数は少なくなっておりますが、これに関して、現下の状況をかんがみれば、職員に準じたような取り扱いで、凍結ということよりも、むしろ削減という扱いになろうかと</p>

思います。
 凍結という趣旨は、人事委員会のほうとしては、10月に本勧告を出します。そのときに、おそらく、これはちまたで言われていることですが、0.4とか、0.5とか、かなり大きな削減月数が出るのではないかと。としますと、12月の期末手当が2.15月ですから、そこから2割とかいう削減になりますと、おそらく住宅ローンの返済とか、いろいろな支障が出る可能性があるだろうということで、先取りをするということでしょうか、6月分と12月分で均等にとるようなことをおそらく考えているのではないのかなと推察してございます。

そういうこともございまして、区長、副区長、あとは議員さんの報酬についても、何らかの取り組みもしなければいけないのではないかとということで、今、話題になってございます。

具体的には、今週中に条例改正をしないことには職員の支給に間に合いません。今現在、組合協議中ではございまして、組合の協議がなされれば、今週中にも議会の臨時会をお願いして、給与条例の改正をお願いしようと思っております。

それとあわせて、議員さんのほうは議員提出ということもあるのかもしれませんが、区長、副区長についても何らかの削減を検討しているというところで、具体的な月数がまだ調整未了でございまして、ただ、他団体の状況を見ますと、職員と同じ0.2月、もしくは、支給月数が低いので0.15月というところが多いように聞いてございます。

そういう情勢がございまして、せつかくの機会でございますので、期末手当の月数のことですので、特段、報酬審の諮問答申とは関係ございませんが、もし何かご意見があれば、あわせてちょうだいできればありがたいと思いたしましたので、今回、急遽資料を入れさせていただきました。

というわけですので、ここで直接関係することではないんですけれども、短期的な急激な経済の冷え込みというものを、今回の答申の区長、議員さんたちの給料というものにどう考えるか、答申の中身として反映させるのはなかなか難しいと思うんですが、意見として書き込むことはできるだろうということでもあります。

何年も続くとは思えないんですが、何年も続く可能性もありますね。でも可能性だけで、回復してほしいと皆さん思っているところで。

これで一応、説明していただくことは、日程ぐらいになってきますので、特に今日、次回の参考までのご意見として、踏まえておくべきご意見として、何かございましたらと思うんですが、どうぞ、岡本委員。

通常、副区長さんについてはあまり議論はしていないんですね。もう何年かたちますけれども、前、助役さんと言っていたときから、あえて呼称を「副区長」に、法律を変えたんですけれども、そのところの趣旨を何か資料で、つまり、すべて区長さんのお役に立ちますよというような立場じゃなくて、ちゃんと職務分担を明確にして、一般の企業と同じように、代表取締役と取締役みたいにですね。そのかわりちゃんと責任も明確にするという趣旨があったんだろうと思いたしましたので、副区長さんについても、区長ほど忙しくないかどうかわかりませんが、現在、どの分野を所管されているとか、長の負担を少し軽減しようという趣旨も、わざわざ法律を変えるのにはあったんだろうというのもありまして、その辺をご説明していただければ。

当報酬審は3年に1度ですね。しかも常設ではない。そうすると、今回答申すると、来年度からまた3年間そのままのままでいっちゃうのかと感ずきますけれども、その辺のスタンスは、諮問側の区長さんの考えも

武藤会長

岡本委員

	<p>あろうと思いますけれども、3年で本当にいいのか。時代が少し早く変わるので、これは今後のこともあるかもしれません。</p> <p>それから、行政委員会を今回の答申に含めるかどうかというのも、これも区長さんの考えもあると思いますけれども、条例改正が要りますので、その辺も一応、諮問サイドで、次回考えを聞かせていただければありがたいなという感じですか。よろしくお願いします。</p>
武藤会長	<p>あと、今日ご発言がなかった委員の皆さんも、感想みたいなことを言っていた方がいいのかなと思います。</p> <p>それと同時に、できましたら議事録を事前に送っていただいて、次回の議論のときの参考にできるようにしていただけたらと。</p>
総務職員課長	はい。
武藤会長	<p>それはまだ訂正前のものを、訂正をやって公式最終版だということじゃないもので、どんな議論があったかを踏まえるためにも。</p> <p>いかがでしょうか、安部委員。</p>
安部委員	<p>今までの意見で、区長と、最終的に、どう上げていくかというお話でございまして、その前に、これは皆さん今、途中でいただいて、千代田区議会活動の要望と書いてある、この中で、区議会議員が所属の委員会がございまして、この委員会の中に重複している委員がございまして、もちろん委員長から普通の委員まで、委員会によって、委員長をやって、ほかの委員会では委員というような方たちの委員会手当というのは、おわかりにならないと思いますが、もちろん私らはわかりません。これは重複しているということは、要するに委員長をやって、委員をやってということは、やっぱり委員手当というのは出ているんですね。</p>
総務職員課長	一番高いところですから、委員長をやっていけば委員長の手当で出ています。
安部委員	ということは、だけど委員もやっていらっしゃるんで、ほかの委員。
総務職員課長	それは高いほうですから、委員長としての処遇で月額の報酬が出ています。
安部委員	そういうこともちょっとわかりかねますので、我々の代表ですから、あまり言いたくないんですけども、そういうご意見といたして。
武藤会長	氏家委員、何かございますか。
氏家委員	<p>次回までという話でいくと、報酬を審議していく、考慮していく要素ということで、これは我々が決めていくんでしょうけれども、過去こういう要素を持って、例えば消費者物価指数だとか、世間水準とかのように、そういう話を始めたと思いますけれども、そこら辺の話をもう少し聞かせていただければというのがリクエストですね。</p>
総務職員課長	わかりました。
武藤会長	資料としては、過去の答申一覧とか、ほかのところの答申とかは、あることはあるんですね。

氏家委員	<p>かいつまんで、それを踏まえて我々で決めていく。</p> <p>あと、ボーナスの話は、感想ですけれども、私ごとですが、我々の会社は25%ダウンということで、業種によってはかなり厳しい状況が出てきています。区長の月数については、ここでとやかく言う話じゃないんでしょうけれども、一応トップですから、4.5カ月も、一般職員の方が0.2カ月下がるのであれば、同等かそれ以上の率で下げるのが当然なんだろうなと思います。以上です。</p>
武藤会長	<p>岡本委員、追加であれば。 では、平委員、どうぞ。</p>
平委員	<p>前回欠席しまして、今回出席させていただきまして、とても面白かったです。というのが率直な感想です。</p> <p>私も、区長さんや副区長さん、議長さん、議員の方が何をやっているかというのが漠然としかわかりませんので、ぜひその点を踏まえながら考えたいなということと、それから地域手当については、私は考え中なんですけど、あってもいいと思うんですね。</p> <p>それはなぜかという、こちらは東京都だけ考えればいいのかなど、そこもちょっとわからないんですが、たまたま私の主人が東北のほうの田舎の市の出身で、そちらに帰ると、やっぱり民間企業よりも公務員さんのほうが高いよ、だからそっちに就職しなさいという話をずっと聞いてきたものですから、そういう視点で、比較するに当たっては、地域手当というのは残しておいたほうがいいんじゃないかなという気もいたしております。以上です。</p>
武藤会長	<p>長井委員、どうぞ。</p>
長井委員	<p>本当に私も、ご挨拶ときに申し上げましたとおり、全然、主婦で、こういう場所も初めてでございます。区長さんも、議長さんたちのお給料も、こんなのかなということを初めて知りましたようなことで、区長さんも本当に365日、それ以上のお仕事をしていらして、そこが、区民のためもあるんでしょうけれども、選挙のこともどれぐらいあるのかなと思ったのが一番感じたことでございます。</p>
武藤会長	<p>ありがとうございます。 では、そういうことで、次は日程を最後、事務局からご説明をお願いします。</p>
総務職員課長	<p>次回、第3回目の日程でございますが、6月22日の週以降ぐらいで調整をさせていただければと考えてございますが、この週はこの日は絶対だめというのがございましたら、もしあれでしたら、前回と同様、一覧表をつくりまして、ファクスもしくは電子メールでやりとりを。</p>
水野委員	<p>できるだけ、日程は皆さんおそろいの方に決めちゃったほうがいい。後でなんて、事務局は大変だから。</p>
武藤会長	<p>今日は月曜日の午前中で、全員揃っているんですが、例えば22日の午前中というのはいかがでしょうか。</p>
番委員	<p>すみません。でも、私がいなくても、どうぞやってください。日弁連の会議でどうしても1日。</p>

武藤会長	では、23日はいかがでしょうか。
平委員	申し訳ないです。
武藤会長	24日はいかがでしょうか。24日は大丈夫ですか。
	(「時間帯は」の声あり)
武藤会長	時間帯は、午前中のこの時間というのはいかがでしょう。
総務職員課長	いつでも。
武藤会長	そうですね。24日の水曜日は、私は、午後はほかのところに行かなくちゃいけないんですが、午前中は大丈夫です。
総務職員課長	もしよろしければ、24日の水曜日になります。ちょっと時間があれて、もし10時がよろしければ10時にしちゃいますけれども、お時間はどうなんですか。そうすると、お昼にぴったり終わるような形のほうがよろしいのであれば。
番委員	終わってほしいです。次の会議が。
総務職員課長	10時から12時ということによろしいですか。
	(「はい」の声あり)
総務職員課長	6月24日水曜日の10時から、場所はこちらということで。
水野委員	24日の10時から12時ですね。
総務職員課長	はい。
武藤会長	では、皆様のご都合もいいということですので、6月24日10時からということにしたいと思います。 これで、審議すべきこと、本日の予定はすべてこなしまして、皆さんのほうから何かございますか。 事務局もよろしいですか。
武藤会長	では、これにて閉会、終了とさせていただきます。お忙しい中、どうもありがとうございました。
	— 了 —